

来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村が地域の実情や特性を踏まえて実施する住宅取得支援事業に対し、県が必要な補助を行うことにより、県外から県内への移住・定住の促進、地域の活性化、良質な住宅ストックの形成を図り、もって人口減少対策と地方創生の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県外移住者

県外から県内に移住し住民票を異動する者、又は支援事業において県外から県内に居所を移したものと認める者。

(2) 支援事業

住宅取得を行う者に対して、これに要した費用の一部に補助等を行う市町村の事業。

(3) 住宅取得

県外移住者が自ら居住するため、新築住宅又は中古住宅を取得すること。

(4) 中古住宅

人の居住の用に供したことがある住宅又は建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅。

(補助の対象となる住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、住宅の用途に供する部分の床面積が建築物全体の延べ面積2分の1以上を占める併用住宅も対象とする。

(1) 建築基準法等の関係法令に適合していること。

(2) 戸建住宅の延べ面積は、「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと。

(3) 集合住宅の延べ面積は、「都市居住型誘導居住面積水準」（7.5㎡超の場合は7.5㎡）を満たすこと。

(4) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合、耐震診断を事業完了日までに実施すること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に自ら居住する県外移住者であること。
- (2) 補助対象住宅の所有者であること。
- (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- (4) 原則として、補助金交付年度内に県内への移住が完了していること。

(県の補助)

第5条 県は、予算の範囲内において、支援事業を実施する市町村に対して、事業に要する経費の一部を補助することができる。

なお、市町村は本事業を実施するにあたり、支援事業の要綱等を制定または改正することとし、その際には、事前に県と調整するものとする。

(対象となる経費)

第6条 補助の対象となる経費は、県外移住者が県内へ移住するための住宅取得に要した経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

(市町村に対する指導及び助言)

第7条 知事は、市町村長に対して、本事業の適正な施行のため、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

【参考】誘導居住面積水準

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住生活基本計画（全国計画）で示される住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

（１）一般型誘導居住面積水準

ア 単身者 55㎡

イ 2人以上の世帯 $25\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 25\text{㎡}$

（２）都市居住型誘導居住面積水準

ア 単身者 40㎡

イ 2人以上の世帯 $20\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 15\text{㎡}$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。